

協力金に関するよくあるご質問

令和3年7月16日

【協力金額の算出方法について】

Q1. 支給申請金額の算出方法は？

A. 協力金の支給金額は、中小企業・小規模企業（個人事業者を含む）と大企業で算出方法が異なります。それぞれの算出方法は、おおよそ次のとおりです。

なお、具体的な算出方法は、Q2～Q5をご覧ください。

＜中小企業・小規模企業（個人事業者を含む）＞（売上高方式）

① 1日当たりの飲食業の売上高を算出する。

要請月（令和3年6～7月）の前年（令和2年6～7月）若しくは前々年（令和元年（平成31年）6～7月）の1日当たりの飲食業の売上高（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。（以下「飲食業売上高」という。））を算出する。

② 1日当たりの支給単価を算出する。

1日当たりの飲食業売上高に応じて、定額若しくは係数を乗じて1日当たりの支給単価を算出する。

③ 支給申請金額を算出する。

1日当たりの支給単価に、時短協力いただいた日数（第6弾は14日間）を乗じて支給申請金額を算出する。

※ただし、支給単価に上限があります。

＜大企業の場合＞（売上高減少額方式）

※中小企業・小規模企業（個人事業者を含む）も選択可

① 1日当たりの支給単価を算出する。

要請月（令和3年6～7月）の前年（令和2年6～7月）若しくは前々年（令和元年（平成31年）6～7月）の1日当たりの飲食業売上高から、要請月（令和3年6～7月）の1日当たりの飲食業売上高を控除した金額に係数を乗じて1日当たりの支給単価を算出する。

② 支給申請金額を算出する。

1日当たりの支給単価に、時短協力いただいた日数（第6弾は14日間）を乗じて支給申請金額を算出する。

※ただし、支給単価に上限があります。

Q2. 岐阜市に所在する飲食店（個人事業者）が令和3年6月21日～7月4日まで、
県の要請に全面的に応じた場合の支給申請金額の算出方法は？

〔令和3年6月21日～7月4日（14日間）：岐阜県独自の要請〕

A. 支給申請金額の算出方法は、次のとおりです。

<前提条件>

時短要請等に応じた期間

令和3年6月21日～7月4日（14日間）

飲食業売上高（例）

令和元年 6月：150万円、7月：100万円 *

令和2年 6月： 50万円、7月： 30万円

*令和元年 > 令和2年であることから、令和元年の売上高を選択

<算出方法>

①令和元年6～7月の1日当たりの飲食業売上高

$(150 \text{万円} + 100 \text{万円}) \div (30 \text{日} + 31 \text{日}) = \underline{40,984 \text{円}}$ （小数点以下切り上げ）
6月 7月 6月 7月

②40,984円は「～83,333円」に該当することから、
1日当たりの支給単価は2.5万円

③支給申請金額は、

$2.5 \text{万円} / \text{日} \times 14 \text{日} = \underline{350,000 \text{円}}$

以上から、支給申請金額は、350,000円となります。

Q3. 岐阜市に所在する飲食店（大企業）が令和3年6月21日～7月4日まで、県の要請に全面的に応じた場合の支給申請金額の算出方法は？

〔令和3年6月21日～7月4日（14日間）：岐阜県独自の要請〕

A. 支給申請金額の算出方法は、次のとおりです。

<前提条件>

時短要請等に応じた期間

令和3年6月21日～7月4日（14日間）

飲食業売上高（例）

令和元年 6月：1,500万円、7月：1,000万円 *

令和2年 6月：500万円、7月：300万円

令和3年 6月：200万円、7月：150万円

*令和元年 > 令和2年であることから、令和元年の売上高を選択

<算出方法>

①令和元年及び3年の6～7月の1日当たりの飲食業売上高

令和元年

$(1,500 \text{万円} + 1,000 \text{万円}) \div (30 \text{日} + 31 \text{日}) = \underline{409,837 \text{円}} *$ （小数点以下切り上げ）
6月 7月 6月 7月

令和3年

$(200 \text{万円} + 150 \text{万円}) \div (30 \text{日} + 31 \text{日}) = 57,378 \text{円}$ （小数点以下切り上げ）
6月 7月 6月 7月

②1日当たりの支給単価は、

$(409,837 \text{円} - 57,378 \text{円}) \times 0.4 = 140,984 \text{円}$ （小数点以下切り上げ）

→1千円未満切り上げで、141,000円

※支給単価の上限は、次のいずれか低い方を適用→123,000円（123,000 < 141,000）

・20万円

・ $409,837 \text{円} \times 0.3 = 122,952 \text{円}$ （小数点以下切り上げ）

→千円未満切り上げで、123,000円

③支給申請金額は、

$123,000 \text{円} / \text{日} \times 14 \text{日} = \underline{1,722,000 \text{円}}$

以上から、支給申請金額は、1,722,000円となります。

Q 4. 岐阜市に所在する飲食店（個人事業者）で、令和3年3月3日に新規開業し、令和3年6月21日～7月4日まで、県の要請に全面的に応じた場合の支給申請金額の算出方法は？

〔 時短要請開始日：令和3年4月26日
令和3年6月21日～7月4日（14日間）：岐阜県独自の要請 〕

A. 新規開業後1年を経過しておらず、確定申告の時期が未到来の場合は、新規開店特例により算定してください。

※別途、新規開業したことを証する書類を提出してください（税務署の收受印があるもの）。

<前提条件>

新規開業日から時短要請開始日の前日までの飲食業売上高（例）

令和3年3月3日～3月31日（29日間）：50万円

4月1日～4月25日（25日間）：40万円

<算出方法>

① 1日当たりの飲食業売上高

$(50 \text{万円} + 40 \text{万円}) \div (29 \text{日} + 25 \text{日}) = \underline{16,667 \text{円}}$ （小数点以下切り上げ）
3月 4月 3月 4月

② 16,667円は「～83,333円」に該当することから、
1日当たりの支給単価は2.5万円

③ 支給申請金額は、

$2.5 \text{万円} / \text{日} \times 14 \text{日} = \underline{350,000 \text{円}}$

以上から、支給申請金額は、350,000円となります。

Q5. 岐阜市に所在する飲食店（大企業）で、令和3年3月3日に新規開業し、令和3年6月21日～7月4日まで、県の要請に全面的に応じた場合の支給申請金額の算出方法は？

〔 時短要請開始日：令和3年4月26日
令和3年6月21日～7月4日（14日間）：岐阜県独自の要請 〕

A. 新規開業後1年を経過しておらず、確定申告の時期が未到来の場合は、新規開店特例により算定してください。

<前提条件>

新規開業日以降の飲食業売上高（例）

令和3年3月3日～3月31日（29日間）：250万円
4月1日～4月30日（30日間）：30万円
5月1日～5月31日（31日間）：30万円
6月1日～6月30日（30日間）：20万円
7月1日～7月31日（31日間）：20万円

<算出方法>

①新規開業から令和3年3月末までの1日当たりの飲食業売上高

$250万円 \div 29日 = 86,207円$ （小数点以下切り上げ）

令和3年6～7月の1日当たりの飲食業売上高

$(20万円 + 20万円) \div (30日 + 31日) = 6,558円$ （小数点以下切り上げ）

6月 7月 6月 7月

②1日当たりの支給単価は、

$(86,207円 - 6,558円) \times 0.4 = 31,860円$ （小数点以下切り上げ）

→1千円未満切り上げで、32,000円

※支給単価の上限は、次のいずれか低い方を適用→26,000円（ $26,000 < 32,000$ ）

・20万円

・ $86,207円 \times 0.3 = 25,863円$ （小数点以下切り上げ）

→千円未満切り上げで、26,000円

③支給申請金額は、

$26,000円 / 日 \times 14日 = \underline{\underline{364,000円}}$

以上から、支給申請金額は、364,000円となります。

Q 6. 中小企業・小規模企業（個人事業者を含む）の場合、売上高を基準とした計算方式と、売上高減少額を基準とした計算方式のどちらを使った方がよいですか？

A. どちらの方式を用いるかは、申請受付要項を参考にさせていただき、各自で判断していただくようお願いいたします。

なお、中小企業・小規模企業（個人事業者を含む）については、事業所ごとの売上減少額の算出が困難な場合が想定されることから、売上高を基準とした計算方式と売上高減少額を基準とした計算方式を選択できる形をとっており、中小企業・小規模企業（個人事業者を含む）の事務負担を配慮したものとなっています。

Q 7. 中小企業・小規模企業（個人事業者を含む）の場合、売上高方式と売上高減少額方式のいずれかを選択可とのことだが、店舗ごとに計算方式を分けてもよいか？

A. 店舗ごとに計算方式を分けていただいても結構です。

Q 8. 売上高は、税抜と税込のどちらで計算するのか？

A. 消費税及び地方消費税を除いて計算してください。

なお、税込経理方式を採用している場合など、税抜き売上高が分からない場合は、税込売上高を「1. 1」で割り（令和元年9月以前分は「1. 08」で割り）、小数点以下を切り上げて税抜き売上高を算出してください。

Q 9. 中小企業・小規模企業（個人事業者を含む）が売上高減少額方式を利用した場合も、大企業と同様に上限20万円／日が適用されるのか？

A. 岐阜県独自の要請区域においては、20万円と「令和2年又は元年の時短要請月の1日当たり飲食業売上高×0.3」とを比較していずれか低い額が上限となります。

Q 10. 令和2年8月以降に個人事業者が法人成りした場合、個人事業者で営業していた際の売上高を協力金の算定に用いることはできるか？

A. 法人成りにより、令和3年6～7月の店舗の事業者と令和2年6～7月若しくは令和元年（平成31年）6～7月の店舗の事業者が異なっているものの、事業の継続性があると認められる場合は、個人事業の時の飲食業売上高を基準として1日当たり支給単価を算出することは可能です。

ただし、履歴事項全部証明書や法人設立届出書等の書類を提出していただく必要があります。

なお、合併や事業承継などの場合も同様の扱いとなり、合併の場合は履歴事項全部証明書等、事業承継の場合は個人事業の開業・廃業届等を提出していただきます。

Q 1 1. 事業者が飲食業及び飲食業以外の事業を行っている場合、売上高はどのように計算すればよいか？

- A. 営業時間短縮要請等の対象となる飲食業の売上高のみが飲食業売上高となります。
例えば、飲食品のテイクアウトに係る売上高や飲食業に合わせて行う物品販売に係る売上高などは、原則として飲食業売上高から除外してください。

Q 1 2. 売上高の確認には、どのような添付書類が必要か？

- A. 協力金の金額が、「前年度又は前々年度の売上高」か「前年度又は前々年度からの売上高減少額」に基づいて算定されるため、それらを証明する書類を添付していただきます。
なお、確定申告書類は、税務署に提出したもの（税務署の收受印又は税理士の証明印があるもの）の写しを提出してください。電子申告で提出した場合は、受信通知の写し（電子申告申請等完了報告書）と申告書（第一表・第二表）の写しの2点を提出してください。また、原則として、期限内申告したものの写しを提出してください。

＜パターンA（売上高方式のうち、下限額での支給申請を行う場合）＞

- 法人（最新の事業年度分） ※第4弾支給済かつ第5弾申請済の方は省略可能

- ・法人税確定申告書別表一の写し
- ・法人事業概況説明書（1枚目及び2枚目）の写し

- 個人事業者（令和2年分） ※第4弾支給済かつ第5弾申請済の方は省略可能

- ・所得税確定申告書B（第一表）の写し

※確定申告書が提出できない場合は、直近3カ月の飲食事業売上高明細及び経費支出を含む経理帳簿の写しを提出してください。

※初めて協力金を申請する場合は、所得税申告書B（第一表）の写しに加えて、直近3カ月の飲食事業売上高明細及び経費支出を含む経理帳簿の写しを提出してください。

＜パターンB（売上高方式のうち、下限額以外での支給申請を行う場合）＞

※上記＜パターンA＞に加え、次の書類の提出が必要です。（必須、省略不可）

- 法人（前年度又は前々年度分）

- ・法人税確定申告書別表一の写し
- ・法人事業概況説明書（1枚目及び2枚目）の写し

- 個人事業者（令和元年又は令和2年分）

- ・所得税確定申告書B（第一表）の写し
- ・青色申告決算書又は収支内訳書（いずれも1枚目及び2枚目）の写し

○法人・個人事業者共通

- ・令和元年又は令和2年（6～7月）の飲食業売上高明細及び経費支出を含む経理帳簿の写し
- ※＜パターンB＞で提出する確定申告書類と年度（法人）、年（個人事業者）を一致させてください。
- ・直近の消費税及び地方消費税確定申告書の写し（申告対象事業者の方のみ）

＜パターンC（売上高減少額方式により支給申請を行う場合）＞

- ※上記＜パターンA＞及び＜パターンB＞に加え、次の書類の提出が必要です。
- ・令和3年6～7月の飲食業売上高明細及び経費支出を含む経理帳簿の写し

Q13. 中小企業の定義は？

A. 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者及び会社以外の法人等（人格なき社団等を含む。以下同じ。）で、その営む主たる事業の区分に応じ、従業員数が中小企業基本法における中小企業の基準以下の法人等（以下「中小企業」という。）です。

具体的には、飲食業については、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員数が50人以下の会社及び個人、カラオケなどのサービス業については資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員数が100人以下の会社又は個人です。

業 種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④サービス業のうち旅館業	5,000万円以下	200人以下
⑤小売業	5,000万円以下	50人以下

※「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する従業員の数」のいずれかの条件を満たすこと。

【協力金の申請について】

Q 1 4. 協力金（第6弾）の申請要件である「対象施設が21：00を超えて5：00までの時間帯に営業を行っている飲食店、遊興施設等であること」とは、具体的な期間はいつを指すのか？

A. 原則として、協力金（第6弾）に係る時短要請を行った日（令和3年6月18日）の直前の期間を指します。

ただし、第1波による時短要請（令和2年4月18日）以降、新型コロナウイルス感染拡大防止を目的として、要請を踏まえて自主的に時短営業をしている店舗についても対象となります。その場合は、営業時間短縮の実施等が広く周知されていること等を踏まえ、総合的に判断します。

Q 1 5. 協力金（第6弾）の申請書類はどこにありますか？

A. 岐阜県公式ホームページからダウンロードし、印刷してご利用ください。また、県事務所の振興防災課のほか、要請対象区域の6市（岐阜市、大垣市、美濃加茂市、各務原市、可児市、瑞穂市）の市役所において、所定の窓口にて備え付けています。

Q 1 6. オンラインでの申請は可能ですか？

A. オンラインでの申請は受け付けていません。

Q 1 7. 申請書の提出はどのような方法がありますか？

A. 申請書類の提出は、郵送のみ受付します。提出の際は、簡易書留など郵便物の追跡が可能な方法をお願いします。

なお、送料不足の場合は返送されます。その結果、提出期限に間に合わなかった場合は、不支給となりますのでご注意ください。

Q 1 8. 協力金はなるべく早く申請しないと無くなってしまいうのですか？

A. いいえ、そのようなことはありません。令和3年9月15日（水）までに提出してください。当日の消印有効です。

Q 19. 申請者と通帳に記載されている口座名義が異なってもよいですか？

A. 振込口座は必ず申請者名義の口座としてください。法人の場合は当該法人口座に、個人事業者の場合は当該申請者本人の口座に限ります。

Q 20. 誓約書は自作のものでもよいですか？

A. いいえ。必ず「様式4」をご利用ください。

Q 21. 通帳の写しはどの部分をコピーすればよいですか？

A. 金融機関名、口座名義人、口座番号、支店名が記載されているページをコピーいただき、提出してください。

なお、協力金第4弾及び第5弾から振込先に変更がない場合は、様式1への記入、通帳の写しの添付を省略することが可能です。

【添付資料（営業活動を行っていることがわかる資料）】

Q 2 2. 確定申告書類の写しはどのようなものですか？

A. 計算方式により、次の書類を提出していただく必要があります。

＜パターンA～パターンCの共通＞

- ・確定申告書類は、税務署に提出したもの（税務署の收受印又は税理士の証明印があるもの）の写しを提出してください。
- ・電子申告で提出した場合は、受信通知の写し（電子申告申請等完了報告書）と申告書（第一表・第二表）の写しの2点を提出してください。
- ・原則として、期限内申告したものの写しを提出してください。
- ・確定申告書類の写しを提出いただく際は、マイナンバー記載欄を黒塗りしてください。

＜パターンA（売上高方式のうち、下限額での支給申請を行う場合）＞

○法人（最新の事業年度分） ※第4弾支給済かつ第5弾申請済の方は省略可能

- ・法人税確定申告書別表一の写し
- ・法人事業概況説明書（1枚目及び2枚目）の写し

○個人事業者（令和2年分） ※第4弾支給済かつ第5弾申請済の方は省略可能

- ・所得税確定申告書B（第一表）の写し
- ※確定申告書類が提出できない場合は、直近3カ月の飲食事業売上高明細及び経費支出を含む経理帳簿の写しを提出してください。
- ※初めて協力金を申請する場合は、所得税申告書B（第一表）の写しに加えて、直近3カ月の飲食事業売上高明細及び経費支出を含む経理帳簿の写しを提出してください。

＜パターンB（売上高方式のうち、下限額以外での支給申請を行う場合）＞

※上記＜パターンA＞に加え、次の書類の提出が必要です。（必須、省略不可）

○法人（前年度又は前々年度分）

- ・法人税確定申告書別表一の写し
- ・法人事業概況説明書（1枚目及び2枚目）の写し

○個人事業者（令和元年又は令和2年分）

- ・所得税確定申告書B（第一表）の写し
- ・青色申告決算書又は収支内訳書（いずれも1枚目及び2枚目）の写し

○法人・個人事業者共通

- ・令和元年又は令和2年（6～7月）の飲食業売上高明細及び経費支出を含む経理帳簿の写し
- ※＜パターンB＞で提出する確定申告書類と年度を一致させてください。
- ・直近の消費税及び地方消費税確定申告書の写し（申告対象事業者の方のみ）

＜パターンC（売上高減少額方式により支給申請を行う場合）＞

※上記＜パターンA＞及び＜パターンB＞に加え、次の書類の提出が必要です。

- ・令和3年6～7月の飲食業売上高明細及び経費支出を含む経理帳簿の写し

Q 2 3. 税務署に確定申告書を提出したが税務署受付印がない場合はどうすればよいですか？

A. 確定申告書の写しに加えて、お住まいの市町村で所得課税証明を発行していただき、提出してください。

なお、確定申告書と所得課税証明は、同一期間のもの（確定申告書と所得課税証明の営業（事業）所得金額が一致するもの）としてください。

※前年又は前々年に所得税の確定申告の義務がなかった個人事業者については、住民税の申告書の控え（收受印のあるもの）でも代替可とします。

Q 2 4. 新規開業のため決算期や申告時期を迎えておらず、確定申告書の作成を行っていない場合はどうすればよいですか？

A. 税務署へ提出した法人設立届、開業届の写しを提出してください。

なお、税務署の收受印が押印されたもの、受付番号があるものの写しを提出してください。

Q 2 5. これまで飲食業を営んでいませんでしたが、令和3年に入ってから新たに飲食事業を始めました。確定申告書の写しは、前年度の飲食事業が含まれていないものを提出すればよいですか？

A. 新たに飲食事業を開業し、確定申告の時期が未到来の場合は、確定申告書の提出は不要です。新規開店特例にならって申請してください。

Q 2 6. 経理帳簿はいつからの分を提出する必要がありますか？

A. 原則として、要請月である令和3年6月以降の売上高明細及び経費支出の分かる経理帳簿の写しを提出してください。

Q 2 7. 営業許可証の写しを提出する必要がありますか？

A. 要請の全期間中に有効な飲食店営業許可証、喫茶店営業許可証の写し、その他営業に必要な許可証（全て）の写しを提出してください。

Q 2 8 . 1 つの営業許可で 2 店舗を営業している場合、2 店舗分の協力金を申請することができますか？

A. 1 つの営業許可で 2 店舗分の申請をすることはできません。

Q 2 9 . 本人確認書類としてマイナンバーカード（個人番号カード）の写しを提出してよいですか？

A. 構いません。ただし、マイナンバーカード（個人番号カード）の写しを提出していただく場合は、表面（写真の面）のみコピーしてください。マイナンバーが記載された裏面のコピーは提出しないでください。

なお、協力金第 4 弾を支給済かつ第 5 弾申請済の方は、本人確認書類の提出を省略することが可能です。

【添付資料（時短等の状況がわかる書類）】

Q30. 時短等していることを第三者が分かる書類とは何ですか？

A. 時短要請に応じて、全面的にご協力いただいたことがわかる自社ホームページ画面の写し、店頭に掲示されている告知チラシやその掲示状況を撮影した外観写真などが考えられます。

事業者等の名称や時短等の状況（従前の営業時間と時短中の営業時間）が分かるものを提出してください。

また、複数の店舗分をまとめて申請する場合は、店舗ごとに時短を確実に実施していることがわかる書類を提出してください。

なお、確認できる資料が複数ある場合は、審査がスムーズに進むよう、複数の資料提出をお願いします。

Q31. 様式3（2枚目）で提出が求められている営業時間短縮、休業等の状況が分かる書類とは、写真のほかにどのようなものが考えられますか？

A. WEBサイトの写し、店頭の休業等を明示した掲示物等の写しなどの他、情報誌の掲載ページの写しやSNSページの写しが考えられます。

【その他】

Q 3 2. 追加で提出を求められる書類とは何ですか？

- A. 審査の段階で営業実態や休業の状況が不明瞭な場合は、別途資料の提出を求めることがあります。なお、提出を求めた資料が期限までに提出されない場合や、不明瞭な部分が改善されない場合は不支給として決定させていただきます。
- また、申請書類として提出されたものは、返却しません。

Q 3 3. 協力金の支給を受けた場合、課税対象となりますか？

- A. 協力金は事業所得等に区分されるものであるため、所得税等の課税対象となります。
- ただし、協力金の支給額を含めた1年間の収入から必要経費を差し引いた収支が赤字となる場合等、税の負担が生じないこともあります。

Q 3 4. 岐阜県独自の要請区域において、居酒屋を経営しているが、県の要請に基づき休業した。協力金と県独自の一時支援金の双方を受給することはできますか？

- A. 協力金と県独自の一時支援金の双方を受給することはできません。
- なお、県独自の一時支援金は、協力金の対象とならない、県内全ての酒類を提供する飲食店等（従前の営業時間が21時までの営業の飲食店等）を営する事業者や、県内全てのカラオケ店・カラオケ設備のある飲食店等を営する事業者、また、県内の酒類を提供する飲食店等へ酒類を納入している県内の酒類納入事業者を対象としたものです。

Q 3 5. 持続化給付金は、売上高に含めてよいですか？

- A. 持続化給付金は、飲食業売上高でないため、売上高から除外してください。

Q 3 6. 令和3年1月30日に本社住所及び代表者が変更となり、確定申告書と異なるが、追加で提出が必要な書類は何ですか？

- A. 最新の法人の登記簿謄本を提出してください。